

気候危機打開、地域からの筋道を考える ～森を切り開く巨大再エネ開発にどう向き合うか～

高山 進

2023年3月4日、三重県津市で筆者は市民向けに表題の講演会を行う機会を得た。ますます進行している気候危機の打開には、化石燃料発電や原発を脱し、再生可能エネルギーと省エネを進めることで実現可能なシナリオを描くことができる。それを踏まえつつ今回は、三重県でも頻発している山域の森を切り開く巨大風力発電開発をどう考えるべきかを考察する。具体的には三重県津市郊外の経ヶ峰の山頂付近で計画されている「経ヶ峰ウインドファーム」(仮称)計画と、松阪市の飯高地区で計画されている「松阪蓮(はちす)ウインドファーム」(仮称)計画の二つである。住民・三重県民の意見を真摯に聞き対話する姿勢が全くない開発姿勢は、「気候危機打開」のためと言いながら森を切り開き、景観を壊し、災害を誘発するになる。「CO2を排出しない」再エネ建設のために、CO2 吸収能力を持つ森林を切り開くという大きな矛盾といかに向き合い、日本社会、そして直接的には地域からいかにして問題解決の筋道をつければいいのか、この論点に関して今確たる方針を持たずに進行している日本に比べて、しばらく前から準備を整え解決の筋道を歩んでいる海外の優れた事例があり、比較を通して日本社会の混迷ぶりに対する問題提起を行いたい。

1. 気候危機打開の基本的視点

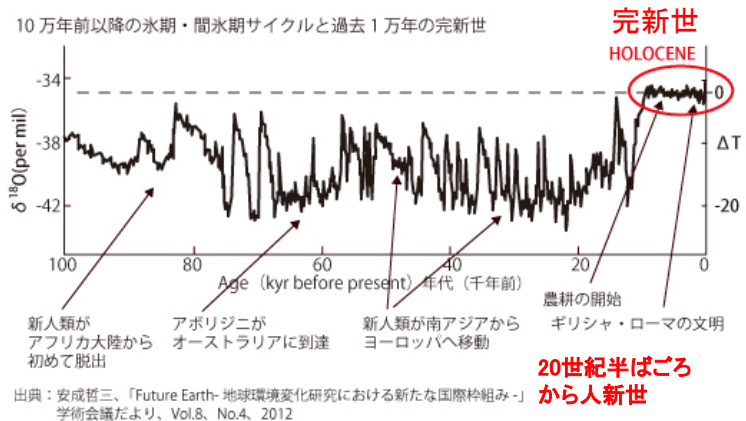
「基本的視点」は最初に地球サミット(1992年)において提示され、「持続的発展」をキーワードに置いて「生物多様性条約」「気候変動枠組み条約」(双子の枠組み条約)が誕生した。それらの条約の目的は、NHK で2019年に放映された「奇跡の星」で用いられた表現によれば、前者は「自然(太陽)の恩恵を受け止める地球システムの回復」と、一方後者は「自然(太陽)の脅威と闘う地球システムの回復」と言うことができる。人間は、地球システムという自然物自身が作り上げてきたそれら見事な機能を近年どちらも大きく弱めてきた。IPCC の2015年以降の勧告は、地球の平均気温を産業革命期以降の温度上昇を平均1.5度以内にとどめなければならない(現在すでに約1.2度上昇している)、とし、「変化がティッピングポイント(これを越えると後戻りできない可能性が高い)とされる1.5度に到達しないように人類社会は対応しなければならない」というものである。

地球史と人類文明史の接点を俯瞰してみるならば、<気候危機>とは、文明をはぐくんだ過去約1万年の完新世の安定期を壊すことと解釈することができる。この奇跡のような時代は、自然が自ら膨大な種類の構成物(生物と無生物)の相互作用の帰結として生み出してきたという意味で「神の叡智」ではなく「自然の叡智」と表現してもいいだろう。人間は、かつて「全能の神にはかなわない」と思ったように、この働きの見事さを謙虚に認め、近代以降の「強力な科学・技術によって大量に資源を使い、より便利になった文明」を過信し、自然を思いのままに操作できると誤解してはいけない。

偶然読んだ中村哲さんの著書『天、共に在り』に、この視点と重なる精神を目にし興味深い。

「本書を貫くこの縦糸「天、共に在り」は、我々を根底から支える不動の事実である。・・・人も自然の一部であ

過去1万年の完新世とそれ以前の気温変化



る。それは人間内部にもあって生命の営みを律する厳然たる摂理であり、恵みである。科学や経済、医学や農業、あらゆる人の営みが、自然と人、人と人の和解を探る以外、われわれが生き延びる道はないであろう。それがまっとうな文明だと信じている。その声は今小さくとも、やがて現在が裁かれ、大きな潮流とならざるを得ないだろう。これが30年間の現地活動を通じて得た平凡な結論とメッセージである」(注1)と。

2. 明日香壽川氏とそのグループの議論から

明日香壽川氏の主張は、未来のためのエネルギー転換グループ『レポート2030～グリーン・リカバリーと2050年カーボンニュートラルを実現する2030年までのロードマップ』(注2)と明日香壽川『グリーン・ニューディール～世界を動かすガバナリング・アジェンダ』岩波新書にまとめられている。グループ「未来のための・・・」はそのホームページで12名の構成員と協力者の名前を挙げているが、もっと多くの専門家がつながっている。

その結論<石炭火力と原発を無くし、再エネと省エネの組み合わせでエネルギーの大半を賄う「社会システムの大改革」によって、責任ある日本の政策転換は可能で、しかも雇用が増え、投資を呼び込み、経済を活性化する>を説得力を持って打ち出した。しかもこれが現在すでに既存の技術で、無理な公的資金投入をせずに可能であることを、根拠を示して論証した。日本ではいまだに「気候危機」を正面から受け止めたくない政府・財界筋から、例えば「日本のCO2排出削減目標は十分だ」「日本は省エネが進んでいる」「再生エネルギーの価格は高く、原発は安い」「再エネと省エネで全エネルギーを賄うのは無理」と言ったような様々な印象操作が行われているが、明日香氏はこれらをことごとく論破している。

もう少し詳しく彼らが立証したことを紹介しよう。①最新の政府方針を約15%引き上げた2030年までにCO2排出61%削減の目標が、技術的、経済的に可能でかつ合理的である。②電気代は高くない、停電にもならない。③雇用転換の筋道に根拠があること。雇用数は大幅に増える。④財源として公的資金の投入を抑えた。財源は主に民間資金、総額約202兆円とする。

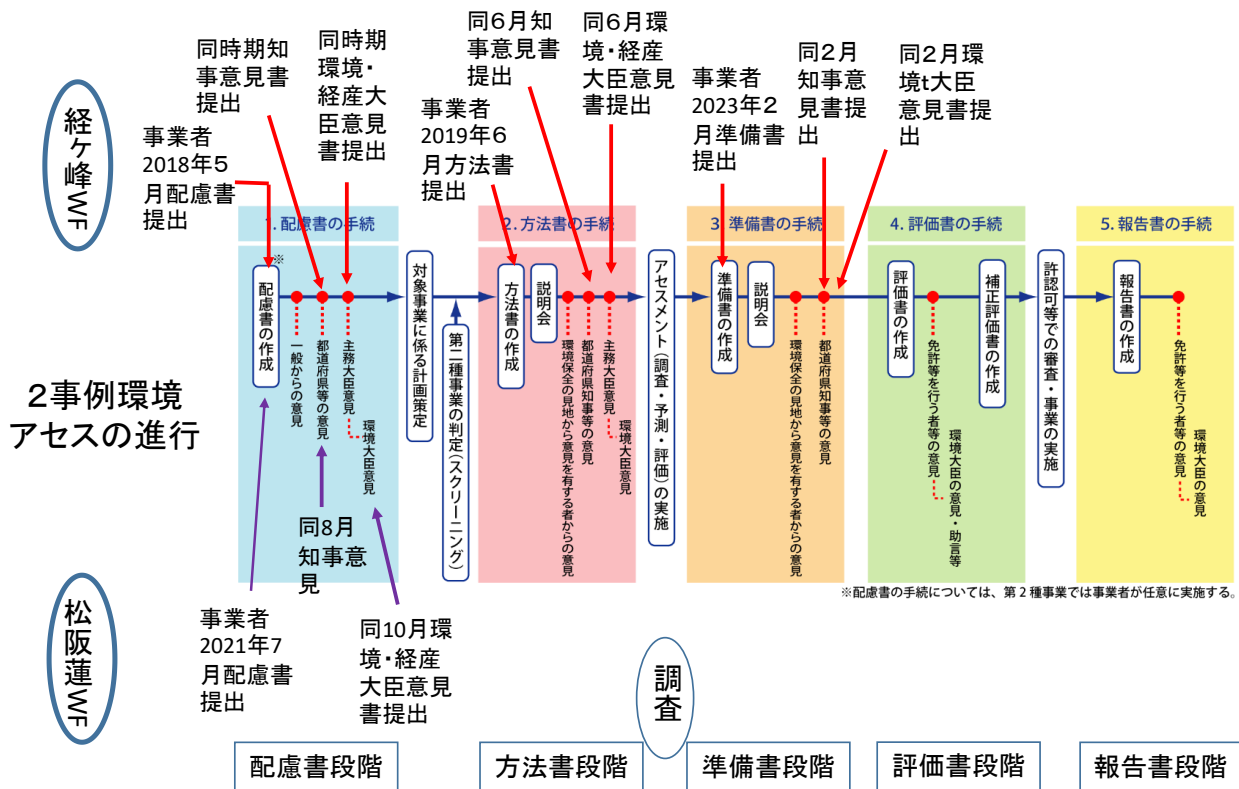
このシナリオは再エネと省エネを重視しており、その原資は今まで国外流出していた化石燃料輸入費(年間約20兆円)を用い、省エネは長期的には得になり、投資は2030年までには回収できる。

明日香たちは変革を阻む要因を次のように述べている。電力産業、鉄鋼業、自動車産業の短期的利益が政治を動かしている日本のしくみが対応を遅らせている。国が原発、石炭火力に固執する理由は、原子力・化石燃料をめぐる利益集団の存在がある。元日本原電理事で富岡町に自宅を建てたが、リタイア生活中に原発事故で避難生活を余儀なくされたK氏は「戦争末期国民を道連れに玉砕に走った精神構造と同じ」で、日本は利権優先の政治で健全な長期戦略を持っていない状況になっていると指摘する。

3. 山域での風力発電開発と環境アセスメント

冒頭に触れたように、本講演では「山域での風力発電開発」である2つの具体例を分析した。前者の「経ヶ峰WF」は事業者が2018年5月に環境アセスメントの第一段階である「配慮書」を提出して以降第二段階である「方法書」を経て、どちらの段階においても三重県知事意見や環境大臣、経産大臣、市民社会からの厳しい意見を受けて調査の上計画を変更し、現在第三段階の「準備書段階」の後半に至っている。一方、後者の「松阪蓮(はちす)WF」は2021年7月に「配慮書」を提出し、三重県知事意見、環境大臣、経産大臣、市民社会からの意見を受けて、現在配慮書段階の後半に来ている。そうし





た経過と意見書に目を通し、山域における風力発電開発を論じるいくつかの文章を読み、全国の風力発電の事例をウォッチされている若松伸彦氏の講演を伺う機会があったので、それらをもとに気づいた問題点を指摘したい(注3)。

上記2つの事例は、開発地の特徴という点で見れば異なる性格を持っている。松阪蓮は自然度や生態系の希少さの点で第一級の価値を持っている。一方経ヶ峰はその点で劣るが、県庁所在地の郊外にあり、地域から愛される山として受け入れられている。こういう重要な特徴を環境アセスメントという仕組みはどのように考慮し、開発提案に対する何らかの有効な修正、もしくは歯止めとして機能しているのだろうか。

話を先取りして言えば、開発地の自然度が全国トップクラスで高くても、地域からの愛着度が高くても、お構いなしに計画が進行するケースがこれまでは多かった。私は講演では経ヶ峰が地元市民からの愛着を受けていることを事例を挙げて紹介した。日本で当初これらの要素が開発の進行に影響を与える可能性は大きくはなかったが、前者に関しては3章の後半で新たな制度が始まっていることを紹介し、次の4章では海外の事例ではあるが、地域の意見を事前に把握し尊重する事例を紹介する。

まずアセスの一般的なプロセスを整理しよう。出発点として事業者が位置、規模、配置・・・の計画を提案する。そこからアセスのプロセスが始まり、市民、県知事、環境大臣等から意見が出されるが、厳しい意見であっても行政からの意見書には「今後大幅な見直しが必要である」と書かれることが多い。それを受けて事業者が何らかの見直しをすることでアセスは粛々と進行する。方法書、準備書、評価書と進行するにつれ実施の方向が固まり最後は実施に至る。特に方法書と準備書の間に挟まれる調査に事業者は大きな資金を投入するので、これ以降は調査後は止めることは難しくなる。アセスの進行はこのパターンをたどることが多いが、それはなぜか。

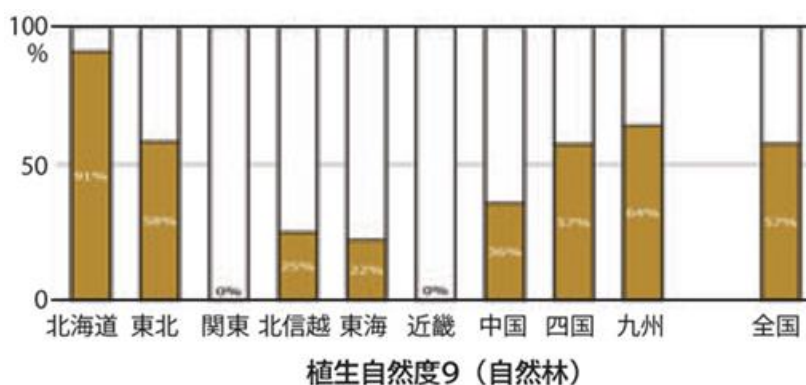
事業者は当然ながら事業を行いたいので事業をやめるという結論にはしたくない。また、事業者の資金で依頼されるアセス調査会社は依頼者の意図に反する結論は書けない。とすればたいていは「調査の結果環境への影響は軽微」という表現になる。よってアセスメントは「アワセメント」と揶揄される。この常套句の結論にアセス

の中身を合わせるのである。ここで厳しい意見に対応する切り札が「回避」「低減」「代償」である。これらの厳密な定義は少なくとも日本においてはなく、要するに規模縮小と開発区内での環境回復を行うのである。その方法はそれほど難しくはない。初めの計画を過大にしておけば面積を大幅に縮小できる。2007年に開発申請された岡崎のトヨタテストコースでは面積を66%に縮小し、経ヶ峰WF(ウインドファーム)では35%に縮小した。ただし、経ヶ峰WFの場合風車一基当たりを大型化したのだが、「規模縮小」というイメージは果たせた。こうした形式的な通過儀礼のようなアセスの進行は不健全と言わざるを得ない。

日本の環境アセスメントは、事業者の恣意的なプランをアセスのスタートラインとして認め、事業者が提案している事業案そのものに根本的な問題がありうることを想定していない。事業者は収益率を上げたいのでできるだけ風の強い場所で(すなわち尾根に沿って)、大規模に作りたい。風車の規模が大きければ太い進入路が必要になり、第一級の自然へのダメージは計り知れない。それを認めている背景には発電事業の所管を行う経産省の意向、すなわち再エネ企業に利益が取れる健全経営を保証しながら多くの企業に参入してもらい、国家目標であるCO2の大幅排出削減を果たそうとする意向がある(注4)。しかしそれで化石燃料エネルギーに比べCO2の大幅削減を果たしても、CO2吸収源でありかつ多様な価値を有する森林や自然環境を時には永遠に失うという大きな矛盾に帰結し、しかも本来は自然資源に依拠して発展できる地域の可能性の芽を摘み取ることになる。例えば「自然度9」の森は形成されるまでに300年がかかっているとのことで、優先順位は自然環境の保全のほうが高く、これは「保全」と「代償」の順番を間違える行為に他ならない。

しかし、こうした一度始まると容易に止められない日本の開発の在り方を反省して、2011年アセスメント法の改定があり、新たにそれまではなかった「配慮書」の段階を初期に新たに設けたという経緯がある。海外では事業の詳細が決まっていない段階でゼロオプション(実施しない)も含めた複数案で検討するアセスのプロセスを設けている事例があり、日本の制度の改善のためにそれに近づけようとしたのである。配慮書段階の新設以降、日本で実際に事業停止の事例が増えている。全国の風力発電の事例をフォローしている専門家若松氏によれば、配慮書が導入されてから現在まで風力発電計画が合計296件あり、そのうち10.8%の32件が事業廃止になっている。その間に環境大臣の意見に「本事業の取り止めも含めた事業計画の抜本的見直しを行うこと」とそれまでなかった強い表現を用いたケースは松阪蓮WFを含めてわずかに6件しかなく、それを根拠に若松氏はマスコミに「全国でも5本の指に入るまずい計画」と回答したとのことである。

若松氏は所属する自然保護協会のホームページに増加する陸上風力発電事業計画の現状を紹介している(注5)が、「現在の陸上風力発電計画は、事業者任せの立地選定を行っているため、風況や送電網への接続など採算性が優先されています」と述べ、「自然度9」の森を含む風力発電の計画の割合を表示している。



松阪蓮WFのアセスは現在初期の配慮書段階にあり、配慮書段階を新設した本来の趣旨に立ち、問題満載の松阪蓮WFの中止をこの時点で決断することが最善の選択肢ではないか。幸い地域の反対運動は地元3自治会が団結して行われ、昨年10月には松阪市議会で反対の請願を可決した。気候危機打開のためにこれからますます問題含みの申請が相次ぐ中で、今修正の姿勢を表すことがどれほど重要なことか計り知れない。

またより根本的に対応する方法がある。それはゾーニングの方法でドイツが20年近く運用してきた。国と自治体の協力で初めから風車の建設禁止区域を決めるのである。下の図に示されているしくみで国が掲げる風力発電導入目標を達成できる面積にすることを前提に、国・州・自治体が協働で市民の意見も反映させながら風況がよく自然破壊しない区域のみに立地を許可する(注6)。

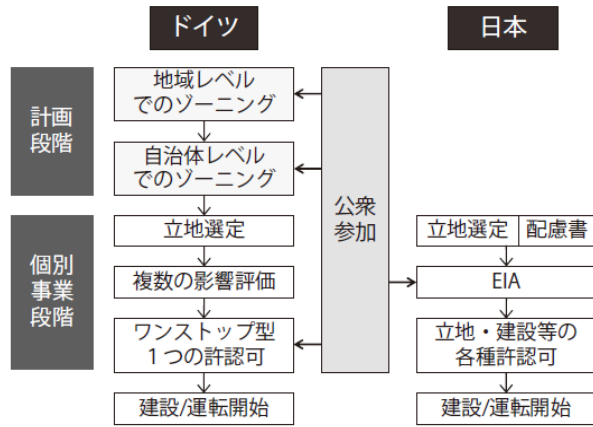


図1 風力発電所の計画プロセスの日独比較

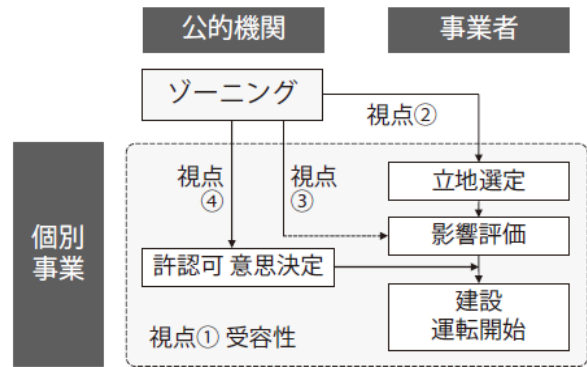


図3 分析の視点

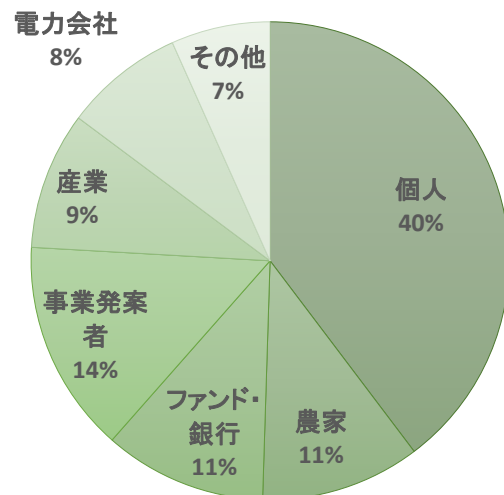
4. 「地域からの筋道」はドイツ等ヨーロッパから学べる

市民や地域社会からの意見をしっかり反映させる制度にすることで事業者目線の無神経な開発を止める条件が生まれてくる。前章の最後で配慮書段階の導入とゾーニングの2つの制度を紹介したが、日本が背景により深い問題点を抱えていることを直視しなければならない。

ドイツは、エネルギーシステムを大規模集中型から小規模分散型へと転換し、需要サイドの効率化・省エネも強化しながら「地域からのエネルギー転換」を図り、第一次産業の支援と合わせてエネルギーも含めて地域資源を活かす政策を進めている。デンマークでは、風力発電所の導入の際に、地域住民がその20%以上所有を法的に義務づけ、企業や電力会社単独では導入できない制度になっている。その結果、住民の意向が計画段階から反映され、売電収益も地域に還元され、地域社会の反対などは少なくスムーズに導入が進む。地域住民が株主として希望する株数を保有し、毎年、7~8%の配当率で還元されている(デンマークの事例は和田武さんから享受)。

ドイツの事例では再生エネルギーの拡大に住民も参加し、同時に利益を受け、ある村では出資者の年間売電収入が農業収入に匹敵するまで増加したとのこと。再エネによる地域づくりを表明している自治体がドイツの国土面積の過半を占めている。ドイツをはじめヨーロッパ諸国は、このようにエネルギー転換と組み合わせた集落規模の地域の活性化、すなわち「自然資源経済」の再生を追求している(注7)。一方日本ではもっぱ

ドイツの再生可能エネルギー発電設備所有者内訳



約4分の3が地域発

ら都会で資金調達をする企業が再エネ事業を進め、都会の大手企業の収益を増やすことに目が向く一方、政府サイドから「地方消滅論」を誘導し、「選択と集中」の論理で山里・農村集落を切り捨てる方向に進んでいるように見える。

EU は共通農業政策 CAP を地球サミットの年 1992 年に改革し、環境関連直接支払い制度によって農家の所得保障と環境配慮を結び付け、農村集落の保護を行ってきた。また別途条件不利地域（山里）への補助も合わせて行っている。地域コミュニティを重視する意義について鈴木宣弘氏はこう述べている。「一次産業は、直接には生産額はそれほど大きくなくても、食料が身近に確保できることは何ものにも勝る保険であり、地域の関連産業を生み出すベースになって、加工業、輸送業、観光業、商店街、そして地域コミュニティを作り上げている。金額換算すれば GDP 比は非常に大きくなる。このことを欧米の方がよく理解しているのではないだろうか」と。(注8)

EU共通農業政策CAPIによる環境関連直接支払い

ドイツは地球サミットの年 1992 年以降、ヨーロッパ全体で進行していた環境重視と地域コミュニティ重視の「自然資源経済」構築の方向を前提に脱原発を含む「エネルギー政策の大転換」を決断することになる。そのきっかけになったのは、実は 2011 年に日本で起きた原発事故であった。脱原発を決意した理由は、①技術水準の高い日本でも苛烈事故は起きたこと、②原発災害の規模、損害が、想定外かつ予測不能な性格を持っていたこと、であった。これは技術的な議論、「専門家」のみの議論では対応の解を得ることができず、

直接支払制度の補償要件		
目的	保証要件	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業 ・環境低負荷型農業 ・自然空間の保護 ・生物多様性の保護 ・景観保全 	・粗放的農業	
	・有機農業	
	・地被植物の栽培(エロージョン防止)	5年間
	・土壌管理	5年間
	・果物園における地被直裁	5年間
	・環境に配慮した仔牛、肉牛の畜産	5年間
	・環境管理計画の策定	
	・未利用農地および草地の維持	
	・自然的・農業的景観の維持	
	・自然環境保全を目的とするの休耕	20年間
<ul style="list-style-type: none"> ・農用地における植林 	・生物多様性保護	
	・森林の創造	20年間
	・生産を目的とする樹木栽培	
	・エロージョン防止を目的とする低木植栽	20年間
	・環境保護を目的とした並木、小森林、防風林等	

社会の価値・倫理の方向を目指す総合的判断を必要とするとメルケル政権は判断し、人文・社会学者、宗教者を含む 16 名の「脱原発倫理委員会」を開催し、脱原発を決定したのである(注9)。

このドイツがたどってきた道と日本の政策の流れとを比較すると、いかに日本が思い付きの政策を繰り返しているかがよくわかる。気候危機打開を目的に、それまで原発優先で抑制してきた再エネ比率の目標を一気に引き上げたのは 2021 年の菅政権の決断だった。しかし野放しでこの方向に向かうと、すでに述べてきたような本末転倒を招くことになる。日本の政治は気候危機への向き合い方に哲学がなく、その場その場の思い付きを繰り返している。その混迷ぶりを、ここで紹介した事例を通して確認することができるだろう。

5. 本当の安全保障とは？

「不測の事態」をきちんと想定し、国民の命を守ることが「安全保障」とすれば、戦争への備え、地震災害への備え、気候危機への備えに正面から向き合い、正しく準備することが本当の安全保障ではないだろうか。

昨年 8 月に朝日新聞が報じた記事を、鈴木宣弘氏が新著『世界で最初に飢えるのは日本』前書きで紹介している。その記事は、アメリカのラトガース大学の研究を紹介し、最も小規模の地域核戦争の場合でも「世界的な食料危機で国際取引が停止され、餓死者は最少でも 2 億 5 千万人、..食料自給率の低い

日本は特に被害が深刻で、試算によると国際取引が止まれば2年後に人口の約6割にあたる7千万人が餓死するという。食料自給率の高い国では、この条件では餓死者が出ない国も多く、なんと日本だけで世界全体の約3割を占めることになる」としている(注10)。

また、地震災害に備える安全保障の基本について、地震学者の石橋克彦氏は大震災の6年前の2005年、国会証言でこう述べた。「要するに、開発の論理、あるいは効率、集積、利便性の論理、それから東京一極集中、都市集中の論理、そういうものをやはり見直して、保全とか、小規模、多極分散、安全と落ち着き、地方自立国土の自然力と農山漁村の回復、といったようなことをキーワードとして根本的な変革が必要であると、地震災害を考えると私は強く思います」と。

では気候危機への備えに関してはどうか。教育学者の荻原彰氏はこう言う。「気候危機を想定しても、日本人の食料を確保する第一次産業の活性化・自給率の向上、豊かな自然資源と接する集落の再建は大事ではないか。…現在は輸入に頼っている資源・エネルギー・食料をおおよそ自給し、日本の自然の持続可能な利用容量の範囲内で日本人が生きていく。これは、日本という巨大な経済を抱えた国家が持続可能な発展のモデルを提供することであり、気候危機時代に日本ができる最大の国際貢献である。同時にこのことが日本の資源・経済的な意味での安全保障のレベルを劇的に向上させ、自然災害に対しても強靱な社会を作ることにもなる」と(注11)。

6. おわりに

筆者は本稿で環境アセスメント制度の問題点を指摘してきたが、この制度の本来の目的は「持続可能な社会・環境を目指すものであり、市民、行政、専門家、企業が、環境保全のために、それぞれに社会的な役割を分担することを支えるものである」と環境アセスメント学会は述べている。実は筆者はこの目的が実現した稀有な事例に遭遇した経験を持つ。名古屋市はかつて伊勢湾の最奥部にある藤前干潟を埋め立て、焼却ごみの処分場にする計画を立てたが、一方で藤前干潟は渡り鳥の中継地として国際的にも高く評価されていた。名古屋市は、特別に野鳥の専門家をアセス委員に加えるなど誠実に対応し、市民運動が独自の調査を行い。渡り鳥保護とごみ問題を結び付けるなどいい運動を展開したことで世論が高まり、アセス書では珍しく「自然環境への影響は明らか」と書かれた。それを受けて名古屋市は、処分場を造るが新たにその代償として沖側に人工干潟を建設する、という方針を示したが、これに対して1999年1月環境省から「貴重な生態系である干潟の保全を優先すべき」と待ったがかかり、開発の中止という展開となった。

この結果による波及効果がいくつか生じた。一つはこの問題に対する名古屋市民の関心が高まっていたので、ごみ焼却処分場の断念の後3年間でプラスチックごみの分別が進み、焼却ごみ量が4分の3に減少した。また、2002年藤前干潟はラムサール条約に登録され、愛知県・名古屋市は「環境都市」として評価を上げ、2005年に名古屋で「自然の叡智」をテーマに愛知万博を誘致し、2010年生物多様性条約COP10が名古屋で開催され「愛知ターゲット」が策定された。つまり地球サミットから20年近く経過し、国際的には環境保全には市民が重要なパートナーであるという認識が共有される中でCOP10が行われた。藤前干潟のアセスの経過はそういう社会的な機運を盛り上げる働きを確かに果たした。

実は筆者は、藤前干潟保全運動をリードした辻敦夫氏とともに2005年に市民団体「伊勢・三河湾流域ネットワーク」を立ち上げ、共同代表を務めていたが、生物多様性条約COP10の名古屋開催が決まりつつあった2008年からドイツのボン開催のCOP9に参加するなどの準備を始め、2009年1月に設立したCOP10に対応する全国市民組織「生物多様性条約市民ネットワーク」の共同代表を務めることになった。生物多様性条約会議では市民が会議運営の重要なパートナーとして位置づけられており、政府側やマスコミもその国際標準の対応を心掛けた。その結果、市民団体の声は水田決議や里山イニシア

チブ、愛知ターゲット、国連生物多様性の10年等の実現にも大きく寄与できた。当時の新聞報道にもそうした会議の雰囲気が醸し出されている。

しかしとりわけ2012年12月から始まった第2次安倍内閣以降、本

稿で描いたような、強く望まれていた多様な政策転換を仕掛けることは基本的にされずに、従来からの新自由主義的開発志向の社会運営、環境軽視の政策づくりに終始してきた。「市民、行政、専門家、企業が、環境保全のために、協同で持続可能な社会・環境を目指す」という、当時確かに議論され、盛り上がりつつあった国際標準の理念は、日本においては形骸化する傾向が強まったと思う。

2010年から「国連生物多様性の10年」として10年間の達成期間を持った「愛知ターゲット」の理念「生物多様性の主流化」を「戦略目標 A」に書かれている4つの目標から要約すればこうなる。「生物多様性の重要性の認識が広がり、生物多様性の価値を基本においた計画、実施、行動が国、地方、民間組織に定着し、国として生物多様性にとって良い政策と悪い政策を識別し、前者を拡大し、後者を廃止・改革する」というものである。しかし、その10年間、とりわけ「良い政策と悪い政策との識別」ができず必要な改革は進まなかった。本稿で論じた環境アセスメントに即して言えば、どんなに厳しい意見書が出て、それが事業実施の可否を決める法的拘束力を持たず、許認可権限は風力発電で言えば発電事業の主務大臣つまり経産大臣が持つ。説明してきたように、それが気候危機時代に大きな悪影響を持つことは10年前からでも十分予想できたはずだが、アセスメント制度の大きな改革は手が付けられなかった。

WWF ジャパンは、2021年2月に風力発電を事例にアセスメント制度の改革を提言しているが、本論点についても取り上げ、こう述べている。「仮に極めて重大な環境影響を及ぼし得る場所での事業であったとしても、現状のアセスメント制度のままでは、完全に抑制することはできず、問題へと発展する…、こうしたリスクを抑制するためには、主務官庁ではなく、環境省に常設の審査会を設けて審査をすることや、この審査会の意見を踏まえて出した環境大臣意見に従って、主務大臣は免許等の許認可を下すような制度変更が考えられます」(注12)と。

実は環境アセスメント制度が世界で初めて実現したのは、1970年アメリカで「国家環境政策法」に組み込まれた時であった。その時すでに環境側の判断と開発側の判断が対立した時どのように調整するか、という問題意識のもとに、大統領府に常設の委員会「環境質委員会 Council of Environmental Quality」を設け、アセスの結果を参考に強く調整する制度を設けていた。とりわけ気候危機が切迫する今の時代にこそ環境側に立つ強い調整機能が求められている(注13)。日本は生物多様性条約COP10の開催国・

地球のいのち、つないでいこう



議長国として、この間率先してそうした改革の役割を果たすべき立場にあった。

注

注1：中村哲『天、共に在り』NHK出版、p. 246

注2：<https://green-recovery-japan.org/>

注3：終章で書いたように筆者は本来の「環境アセスメント」そのものの意義を否定してはいないが、現状の運用は問題点が圧倒的に多い。環境アセスメント学会の研究者（片谷教孝氏）はこう言う。「本来アセス書は、周辺住民の皆さんに対して、事業計画や環境への影響、そして環境保全のための措置をよく説明し、安心していただくためのものである。ところが実際に作成・提出されるアセス書は、専門用語の羅列で、とても住民に理解できるレベルではなく、丁寧に書けていない。…その意味で高く評価できるものにはほとんど出会ったことがない」（片谷教孝「環境アセスメント制度の現状と課題」環境アセスメント学会誌、15(2),p.39-43,2017)。これは制度が形骸化している証拠と言える。

注4：資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」には企業向けにそのように書かれている。

注5：若松伸彦「増加する陸上風力発電事業計画 豊かな自然が残るエリアも次々と対象に！」
<https://www.nacsj.or.jp/2022/10/32585/>、「2022年9月現在、東北地方では100件以上もの陸上風発電計画が環境アセスメントの手続き中や稼働準備中となっている」とのことで、トップクラスの自然度を持つ松阪蓮WFが先例として止まることの重要性は非常に大きい。

注6：畦地啓太「受容性向上と計画プロセスの効率化に着目したドイツの風力発電所立地ゾーニングに関する研究」環境情報科学 学術研究論文集 28(2014)、p.173-178

注7：「自然資源経済」の定義はこうである。「各種の自然資源を基礎とし、その上に成り立つ経済」という意味で「いわゆる第一次産業と呼ばれる農林水産業と、それらの産業的営みと一体不可分な形で成り立っている農山漁村の地域社会（地域コミュニティ）における00 生活的営み、これらの両者を合わせて「自然資源経済」と呼んでいる」と。寺西俊一、石田信隆、山下英俊『ドイツに学ぶ、地域からのエネルギー転換～再生エネルギーと地域の自立』家の光協会、p.10～11

注8：鈴木宣弘『食の戦争～米国の罠に落ちる日本』文春新書、p.160

注9：安全なエネルギー供給に関する倫理委員会『ドイツ脱原発倫理委員会報告～社会共同によるエネルギーシフトの道筋』大月書店

注10：鈴木宣弘『世界で最初に飢えるのは日本～食の安全保障をどう守るか』講談社新書、まえがき

注11：荻原彰『自然と共同体に開かれた学び』鳥影社、p.267

注12：WWF ジャパン「再生可能エネルギーの普及拡大に向けた環境影響評価法の見直しへの提言」（2021年2月17日）、<https://www.wwf.or.jp/activities/activity/4557.html>

注13：及川敬貴『アメリカ環境政策の形成過程』北大出版、高山進「沿岸域統合管理の日米比較史から考える環境政策のあり方—地域の具体的事例を手がかりに」『地域文化研究』第18号、p.161～183、2017年3月31日

本稿は日本科学史学会東海支部『東海の科学史』第15号、2023年春に掲載予定